

第 35 条

(1) PVP 権出願及び/又は審査官によって実施された審査の結果が、当該出願が第 2 条、第 11 条にいう規定を満たしていない場合、PVP 事務所は当該 PVP 権出願を拒絶し、PVP 権出願者に書面で拒絶を通知しなければならない。

(2) PVP 権出願拒絶通知書は、拒絶の根拠となった理由及び考慮事項を明確に記載するとともに PVP 一般登録簿に記録されなければならない。

(3) PVP 権の授与又は PVP 権出願の拒絶は、PVP 事務所によって PVP 権出願公表を行うのと同じ方法で公表されなければならない。

(4) PVP 権の授与又は出願の拒絶に関する規定は、政府によってさらに整備される形態及び内容に従う。

第 4 節 異議申立

第 36 条

(1) 異議申立は、第 2 条、第 28 条及び第 32 条にいう実体的な事項についての理由及び考慮の根拠に関連する PVP 権出願の拒絶に対して申請することができる。

(2) 異議申立は、PVP 出願者又は代理人によって PVP 不服審査委員会に PVP 権出願拒絶に対する異議の完全な説明とその理由を添付し、出願拒絶通知書送付日から遅くとも 3 か月以内に PVP 事務所への写しとともに書面で提出される。

(3) 異議申立の理由は、PVP 権出願が拒絶された理由を完全にするためのものであってはならない。

(4) PVP 不服審査委員会は、構成員を兼任する一人の委員長を固定された議長とする農業省にある特別の団体である。

(5) PVP 不服審査委員会の構成員は奇数の合計で、少なくとも 3 人とし、必要な分野の専門家と関係する PVP 権出願に対し実体審査を行っていない上級審査官で構成される。

(6) PVP 不服審査委員会の委員長と構成員は大臣によって任命及び解任される。

第 37 条

第 36 条 (2) にいう異議申立期間が、異議申立がなく過ぎた場合、PVP 権出願の拒絶は出願者によって受理されたとみなされ、当該拒絶決定は PVP 一般登録簿に記録される。

第 38 条

(1) 異議申立は、PVP 異議申立を受理した日から遅くとも 3 か月以内に PVP 不服審査委員会による審査を開始する。

(2) PVP 不服審査委員会の決定は最終形態である。

(3) PVP 不服審査委員会が異議申立を承認した場合は、PVP 事務所は不服審査委員会の決定を実施し、すでに発行された PVP 権拒絶を取り消す義務がある。

(4) PVP 不服審査委員会が異議申立を棄却した場合、PVP 事務所は速やかに当該拒絶を通知する。

第 39 条

組織編制、不服審査委員会の業務方法、申請手続き及び異議申立の審査、並びにその終了は政府によってさらに規定される。

第 V 章 植物品種保護の移転

第 1 節 植物品種保護権の移転

第 40 条

(1) PVP のための権利を転送することができる理由は次のとおりである。

- a. 継承；
- b. 贈与；
- c. 遺言；
- d. 公正証書の形での約束；又は
- e. 法律によって正当化される他の理由。

(2) (1) a、b 及び c にいう PVP 権の移転は、PVP とそれに関連するその他の権利の書類を添付しなければならない。

(3) PVP 権の移転は、大臣に決定された料金を支払うことにより、PVP 事務所で記録され、PVP 一般登録簿に記録されなければならない。

(4) PVP 権の移転の要件及び手続きは、政府によってさらに規定される。

第 41 条

PVP 権の移転は、関係する PVP 権証書に氏名その他のアイデンティティを記載される育成者の権利並びに補償を得る権利を無効にしない。

第 2 節 ライセンス

第 42 条

(1) PVP 権者は、ライセンス契約書に基づき他の個人又は法人にライセンスを与える権利を有する。

(2) 別の契約がない限り、PVP 権者は自ら実施し又は他の第三者にライセンスを与える権利を有する。

(3) 別の契約がない限り、(1) にいうライセンスは、第 6 条 (3) にいう一つ又はいくつかの活動及び、与えられたライセンスの期間中継続し、インドネシア共和国の全領土で有効である。

第 43 条

(1) ライセンス契約は、大臣によって決定される料金を支払い、PVP 事務所で記録され、PVP 一般登録簿に記載される義務がある。

(2) (1) にいう PVP 事務所で記録されないライセンス契約については、当該ライセンス契約は第三者に対する法的効力はない。

(3) ライセンス契約に関する規定は、政令によってさらに規定される。

第 3 節 強制ライセンス

第 44 条

(1) すべての個人又は法人は、PVP 権授与の日から数えて 36 か月の期間が過ぎた後、関係する PVP 権を利用するための強制ライセンスの請求を地方裁判所に提出することができる。

(2) 強制ライセンス申請は、次の理由でのみ実施されることができる：

- a. 関係する PVP 権がインドネシアで第 9 条にいう利用がされていない。
- b. PVP 権が公衆の利益を損なう形及び方法で利用されたことがある。

第 45 条

強制ライセンスは、関係する公開の PVP 権者の確認を聞いた後、地方裁判所によって与えられる PVP 権を実施するためのライセンスである。

第 46 条

(1) 第 44 条 (2) にいう理由の真正性のほかに、強制ライセンスは、次の場合にのみ与えられる。

- a. 申請者は、関係者が当該 PVP 権を自ら利用する能力と設備を有するとともに、普通の条件及び状態に基づいて PVP 権者からライセンスを取得するための措置を試みたが実現しなかったことを確信させる証拠を示すことができる；
- b. PVP を行うことができる地方裁判所が、当該 PVP 権がインドネシアで実施されインドネシアの社会に有益であると評価する。

(2) 強制ライセンスの審査は、地方裁判所によって PVP 事務所からの専門家と関係する PVP 権者の意見を聞くための公聴会のかたちで行われる。

(3) 強制ライセンスは PVP 権より長くない期間与えられる。

第 47 条

第 46 条 (1) 及び (2) にいう証拠及び意見に基づき、地方裁判所がインドネシアで商業的に利用するために PVP 権者にとっての期間がまだ十分でないという確信を得た場合、地方裁判所は、公聴会の処理を一時的に延期するか、又はそれを拒絶するかを決定することができる。

第 48 条

(1) 強制ライセンスの実施は、強制ライセンス権者による PVP 権者へのロイヤリティの支払いを伴う。

(2) 支払われるべきロイヤリティの金額と支払いのための手続きは、地方裁判所によって決定される。

(3) ロイヤリティの金額の決定は、PVP ライセンス契約又は同種のその他の契約において用いられる慣行の方法に注意を払って行われる。

第 49 条

強制ライセンスの付与に関する地方裁判所の決定においては次の事項が記載される。

- a. 強制ライセンスを付与する理由；
- b. 強制ライセンスを付与するための根拠であると考えられる情報又は説明を含む証拠；
- c. 強制ライセンスの期間；
- d. 強制ライセンス権者によって PVP 権者に支払われるべきロイヤリティの金額及びその支払い方法；
- e. 強制ライセンスを終了する条件及び失効し得る事項；
- f. 強制ライセンスは、専ら国内の市場のニーズを満たすために利用される；
- g. 正当に関係する者の利益を保護するために必要なその他のこと。

第 50 条

(1) 強制ライセンス権者は、得られた強制ライセンスを PVP 事務所に記録し、PVP 一般登録簿に記載する義務がある。

(2) 記録された強制ライセンスは、速やかに PVP 事務所によって PVP 公報で公表される。

(3) 新たな強制ライセンスは、PVP 一般登録簿に記載され、保有者がロイヤリティを支払った後に実施されることができる。

(4) 強制ライセンスの実施は、PVP 権の実施とみなされる。

第 51 条

(1) PVP 権者の申請に基づき地方裁判所が強制ライセンス保持者に聞いた後、次の場合に元の強制ライセンスを取り消すことができる：

- a. 強制ライセンスを付与するための基礎となった理由がもはや存在しない；
- b. 強制ライセンスの取得者が、当該強制ライセンスを実施しないことが明らかになった又は速やかに実施するための適切な準備を行っていない；
- c. 強制ライセンス保持者が、ロイヤリティを支払う義務を含む他の条件をもはや遵守していない。

(2) 強制ライセンスの取消申請の審査は、地方裁判所によって公聴会で PVP 事務所の専門家の意見を聞いて行われる。

(3) 地方裁判所が強制ライセンスの取消しを決定する場合、決定の日から遅くとも 14 日以内に地方裁判所は、PVP 一般登録簿に記録され、PVP 公報で公表されるために、PVP 事務所に決定の写しを提出する義務がある。

(4) PVP 事務所は、PVP 事務所が地方裁判所の当該決定の写しを受け取ってから遅くとも 14 日以内に、PVP 権者、失効した強制ライセンス保持者、及び失効を決定した地方裁判所に、(3) という記録及び公表を通知する義務がある。

第 52 条

(1) 強制ライセンスは次の理由で終了する。

- a. 付与において決定された期間の満了；
- b. 取消された強制ライセンス保持者の場合には、当該期間が終了する前に PVP 事務所に取得したライセンスを返還する義務がある。

(2) PVP 事務所は、有効期限が切れている強制ライセンスを PVP 一般登録簿に記録するとともに、PVP 公報で公表し、PVP 権者と付与を決定した地方裁判所に書面で通知する。

第 53 条

第 51 条及び第 52 条にいう強制ライセンスの取消し又は終了は、PVP 権者の関係する PVP 権を回復する結果となる。

第 54 条

(1) 強制ライセンスは、関係する PVP 権の利用による業務の活動又は活動の一部の移転と同時に行われるか、又は相続によるものでない限り、移転されることはできない。

(2) 移転する強制ライセンスは、その付与の条件に拘束され、PVP 一般登録簿に記録される。